東海村就活ハラスメント防止基本方針

1　基本的な考え方

- 求職者等に対し就活ハラスメントを行いません
- 求職者等の基本的人権を尊重し，公正な採用選考を徹底します
- 相談や通報を受けた場合は守秘義務を厳守し，迅速かつ誠実，厳正に調査・対応します

村では，公正で信頼される採用活動を行うため，採用試験，採用説明会，インターンシップ・キャリア教育実習，職場見学会，その他の採用活動等において，求職者や受験生等（以下「求職者等」という。）に対する就活ハラスメントの防止に取り組みます。

就活ハラスメントは，就職活動や進路選択を阻害し，人格と尊厳を傷つける行為であり，許されるものではありません。村では，就活ハラスメントの防止を徹底するとともに，相談があった場合には適切かつ迅速に対応します。

2　就活ハラスメントとは

「就活ハラスメント」とは，採用活動等（SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものを含む。）において行われる，「セクシャル・ハラスメント」，「妊娠，出産，育児又は介護に関するハラスメント」や「パワー・ハラスメント」等により就職活動等が阻害され，能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど求職者等が当該就職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることを言います。

3　村の取組

公正で信頼される採用活動を行うため，求職者等及び職員の双方の事情に十分配慮した上で，２つの観点から取り組みます。

（1）就活ハラスメント防止のためのルールに基づいた対応

➢　採用活動等における禁止事項等を明示した「東海村就活ハラスメント防止のためのルール」を，採用に関わるすべての職員（採用担当者，面接官，インターンシップ受入れ部署等）に共有し，面接等を適切に実施します。

（2）就活ハラスメントに関する相談体制の確保

➢　相談や通報を受けた場合に，迅速かつ誠実，厳正に調査・対応するための相談窓口を設置し，その体制を確保します。

令和８年１０月１日

東海村長　山田　修